

維和小学校いじめ防止基本方針

上天草市立維和小学校

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ① いじめは、すべての児童に関係する問題であること。
- ② いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- ③ すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。
- ④ いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(2) 組織の設置等

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」として「いじめ防止対策委員会」を置く。

(3) 基本方針の内容

- ① 学校、家庭、地域その他の関係者間の連携等により、いじめの問題への対策を進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定める。
- ② 本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。
- ③ 家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証を行う。
- ④ より実効性の高い取組を維持するため、基本方針の記載内容についても、本校の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直す。

(4) いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、児童に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図る。

<いじめの防止について>

- いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げる。
- 学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動、体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育む。
- 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。
- 自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図る。
- ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを図る。
- いじめの問題への取組の重要性について保護者や地域等に認識を広め、家庭、学校、地域が一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進するための普及啓発を図る。

(5) いじめの早期発見

- 情報集約担当者を中心に校内・校外の連携を深め、未然防止、早期発見に繋がるよう定期的、集中的な活動を行う。
- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関の周知徹底を図る。
- 「心のアンケート」、「子供のサイン発見チェックリスト（家庭用）」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、教育相談体制を充実させるなどして、いじめの早期発見に努める。

(6) いじめの防止等の対策のための組織

「いじめ防止対策委員会」 (学校教職員、学校運営協議会、PTA)

職名	氏名	職名	氏名

※必要に応じて、招集し実施する。